門真市空き家等除却補助制度を改正しました。

狭小な住宅地にあることにより流通、再建築等が困難である空き家を対象に、 <u>隣接者による</u>一団の土地として再建築を促すことを目的とし、その<u>除却工事</u>に 対しての補助制度を実施しています。

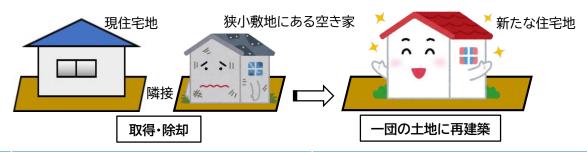
令和6年4月1日より、補助対象地区が重点地区以外(市内全域)にも拡充されました。

<u>※重点地区8町(大橋町、上野口町、寿町、月出町、堂山町、常盤町、浜町、舟田町)と補助額が</u> 異なります。

制度のイメージ図

(1)

(2)



項 補助対象地区 補助対象額

重点地区8町(大橋町、上野口町、寿町、月出町、堂山町、常盤町、浜町、舟田町)



次に掲げる額のうち、最も少ない額とする

- ・補助対象経費に5分の4を乗じて得た額
- •100万円

上記以外の市域

次に掲げる額のうち、最も少ない額とする

- ・補助対象経費に5分の4を乗じて得た額
- •50万円

※補助対象に隣接地の取得費用は該当しません。申請前に必ずご相談ください。

門真市中町1-1

門真市 まちづくり部 都市政策課

TEL:06-6902-6238(直通)

FAX:06-6902-1323

メール:tos02@city.kadoma.osaka.ip

